

生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について一月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

(状況：令和7年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

	水質検査に係る地下水又は 浸透水を採取した場所	水質検査に係る地下水又は 浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた 年月日	水質検査の結果
				生物化学的酸素要求量
4月				
5月	下流	2025/5/28	2025/6/18	4.3mg/L
6月	下流	2025/6/18	2025/7/8	5.0mg/L
7月	下流	2025/7/9	2025/7/28	8.1mg/L
8月	下流	2025/7/30	2025/8/27	8.3mg/L
9月	下流	2025/8/20	2025/9/1	2.6mg/L
10月	下流	2025/9/10	2025/10/6	4.5mg/L
11月	下流	2025/11/5	2025/11/18	2.7mg/L
12月				
1月				
2月				
3月				

※基準：1リットルにつき20ミリグラム以下